

令和6年度宮城県福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

1. 日時：令和6年5月8日（水）午前10時から午前11時まで

2. 場所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3. 出席委員（敬称略）

徳永 幸之（会長）	（宮城大学教授）
水野 英治	（一般社団法人宮城県タクシー協会）
及川 孝	（一般社団法人宮城県タクシー協会）
伊藤 美紀子	（一般社団法人宮城県タクシー協会）
伊藤 壽朗	（特定非営利活動法人移動サービスネットワークみやぎ理事長）
関澤 京子	（東北運輸局宮城運輸支局 首席運輸企画専門官）
高橋 拓弥	（宮城県保健福祉部長寿社会政策課長）
八巻 直恵	（宮城県保健福祉部精神保健推進室技術副参事兼総括室長補佐）

4. 出席臨時委員（敬称略）

佐藤 令子	（仙台市健康福祉局地域福祉部社会課長）
高橋 洋子	（仙台市住民代表）
森本 照雄	（名取市身体障害者福祉協会会長）

5. 公開の可否 公開

6. 傍聴者 1名

1 開会

(事務局)

令和6年度宮城県福祉有償運送運営協議会を開催する。本日はお忙しい所、お集まりいただき、感謝申し上げます。

まず、会議に先立ち、委員をお引き受けいただいた皆様に委嘱状を交付する。本来であれば、一人ずつお渡しすべきところだが、本日は時間の関係上、机上に配布している。大変恐縮だが、委員の皆様のご紹介により、委嘱状の交付に代えさせていただく。

(委員の紹介)

委嘱の任期は福祉有償運送運営協議会条例第2条第3項により2年間となっており、令和8年3月31日までとなっている。なお、臨時委員の方については、後ほど紹介させていただく。

2 あいさつ

(高橋課長)

本日は、お忙しいところ、令和6年度宮城県福祉有償運送運営協議会にご出席いただき感謝する。

皆様におかれては、日ごろ、本県の保健福祉行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

御承知のとおり、福祉有償運送はご高齢の方や障害をお持ちの方、その他移動に制約のある方々のための移動手段の確保という役割を担っているが、本協議会は、福祉有償運送事業の登録に関し、その必要性等を審議するために設けられているもの。

本日の運営協議会においては、更新登録団体に関する協議がある。委員の皆様におかれては、移動に制約のある方の社会参加促進と福祉の増進の観点より、活発な議論をいただきたい。

3 会長及び副会長選出

(事務局)

福祉有償運送運営協議会条例第4条の規定により、「委員の互選」によって定めることとされている。

正式な会長が決まるまで高橋長寿社会政策課長が暫時座長を務めさせていただく。

(高橋課長)

御意見のある方は、挙手にて発言をお願いする。

(事務局案を求める声あり)

(事務局)

事務局としては、会長には、宮城大学教授の徳永委員を、また、副会長には本日欠席されているが、前任期で副会長を務められた志水委員を推薦したいと考えている。

(高橋課長)

徳永委員に会長を、志水委員に副委員長をお願いしたいということであるが、いかがか。

(異議なしの声)

(高橋課長)

それでは、徳永委員に会長を、志水委員に副会長をお願いする。以上をもって座長の任を下ろさせていただきます。

(事務局)

徳永会長から一言ご挨拶をお願いしたい。

(徳永会長)

宮城県の協議会は今回から参加させていただくが、平成17年から令和2年までは仙台市の運営協議会で会長をしていた。

この協議会では、単に申請の承認を決めるだけでなく、制約のある方たちに対し、どのように支援すべきかといった福祉の向上についても議論できれば良い。このような観点もこの場にあげていただければと思う。

(事務局)

議事に入る前に、本日の会議の成立について報告する。

本日は、後ほど出席いただく臨時委員の方を含めて、委員の皆様16名中11名のご出席をいただいている。よって、宮城県福祉有償運送運営協議会条例第5条第2項の規定により、半数以上の出席があるので、本協議会は成立していることを報告する。また、宮城県情報公開条例第19条の規定により、附属機関等の会議は原則として公開により行うこととなっているので、ご了承願いたい。

それでは、福祉有償運送運営協議会条例第5条第1項の規定により、徳永会長を議長として会議を進めてまいりたいと思う。

4 報告事項

令和4年度福祉有償運送移送実績報告について

(徳永会長)

事務局の方から「令和4年度福祉有償運送移送実績」について報告をお願いします。

(事務局)

(資料1に基づき報告)

(徳永会長)

ただいまの説明について、ご質問などあったらお願いしたい。

(及川委員)

集計方法について、(秀成会の令和4年度実績として)移送回数は1516回で移送人数が4995人とあるが、複数乗車があったのではないか。

(事務局)

集計方法としては、移送人数に付き添いの方を含めているため、移送人数と移送回数が合うようにはなっていない。

(及川委員)

移送人数に付添人は含めず、利用者の数で書くべきではないか。また、移送金額は添乗の人からは取らないので、移送金額の合計約393万円を移送回数の合計1516回で割った2594円が、1回あたりの移送金額ということか。

(事務局)

おっしゃるとおりである。

(徳永会長)

移送実績の経年変化について、もう少し長いスパンで見て、移送状況がどうなっているか状況が分かれば説明願う。

(事務局)

ドリーム・ゲートについては、令和3年から令和4年にかけて、約2倍弱増えているが、その要因としては、令和2年～3年はコロナ禍ということもあり、移送実績が下がっていたと考えられる。また、ドリーム・ゲートについては、令和4年度に多賀城市を移送範囲に追加したことで、利用者数が2名ほど増えたことも関係していると思う。

経年変化については、令和元年度は157回となっており、令和3年度と比べて25件ほど多かった。

(徳永会長)

年度ごとの運送実績については、協議会開催時にしか確認できないのか。

(事務局)

これまでは、協議会開催の都度、その直近の実績を報告している。また、令和5年度分については、集計中のため、今回は令和4年度分の運送実績を報告させていただいた。

(徳永会長)

協議会開催の都度だと、とびとびになってしまうため、ある程度経年変化が分かるように会議は開催しなくても、年に一度報告いただきたい。

(事務局)

承知した。

(徳永会長)

報告事項は以上として、続いて協議事項の方に入りたい。

5 協議事項

特定非営利活動法人ドリーム・ゲートの変更登録申請 について

(徳永会長)

それでは、特定非営利活動法人ドリーム・ゲートの変更登録申請について協議を行う。

ここからは条例第3条に基づき、臨時委員にもご参加いただき審議を進める。臨時委員に御移動いただくので、しばらくお待ちいただきたい。

(臨時委員・関係者入室)

(徳永会長)

それでは、事務局より臨時委員の紹介をお願いします。

(事務局)

それでは、臨時委員のご紹介をさせていただきます。

(臨時委員の紹介)

なお、条例第6条に基づき申請団体の特定非営利活動法人ドリーム・ゲートの赤間様、田中様にも関係者としてご出席いただいている。

(徳永会長)

それでは、協議事項の審議を進める。

項目毎にご質問や意見は聴取するが、承認については、最後に一括で行うこととするので了承願う。

では、(1)「必要性の判断」について、事務局より説明願う。

(事務局)

(資料2-1、2-2に基づき説明)

(徳永会長)

ただいまの説明について、ご質問などあったらお願いしたい。

(徳永会長)

必要性の議論をするときに、移送人数の増減を見るのに付添人が入るとするのは、不自然な感じになるが、このあたりの集計の仕方はどうなっているか。この協議会の中で決めれば良いのか。

(関澤委員)

移送人数の話については、令和4年度の協議会でも同じ議論がなされていたことから、移送実績を協議会開催前に各委員に確認していただいた上で、提供していただければ良いと思う。

(及川委員)

よく議論の中で複数乗車が問題になるため、移送人数をここでしっかりと出してもらった方が良い。

(事務局)

各団体からの報告では、乗車人数と付添人の内訳が分かる形で出してもらっているため、正確な利用者の比率は分かる。次回以降はそのような形で進めさせていただきたい。

(徳永会長)

では、このような形でお願いしたい。

次に、(2)「運送の区域」について説明願う。

(事務局)

(資料2-1、2-2に基づき説明)

(徳永会長)

主な目的地はどこか。

(事務局)

通院やスーパー。ホームセンター等への買い物等が主な移送先である。

(徳永会長)

続いて、(3)「旅客から収受する対価」について説明願う。

(事務局)

(資料2-1、2-2に基づき説明)

(水野委員)

ドリーム・ゲートさんは名取市を拠点としているが、運送区域を多賀城市まで広げられたというこ

とで、行くだけでも1時間ほどかかる上に、平均単価が690円と非常に安価であり、これで事業を継続できるのか心配をしているが、いかがか。

(ドリーム・ゲート)

支援を必要としている方がいらっしゃれば、できる限りその希望に応えたいという思いがあり、そこを一生懸命頑張って、何とかなっている。

福祉有償運送をある程度利用しやすい形にすることで、利用者の方が利用しやすいような気持ちになればというところで、当初からこの価格設定にしている。また、ご心配いただいたとおり、現地に行くまでに時間がかかることもあるため、通常、居宅でも介助や外出先でのヘルパーの利用等を組み合わせることで、全体をとおして大事にならないような形で行っている。

(水野委員)

タクシー業者だが、必ずしも反対するわけではなく、頑張っていたきたいという気持ちが非常に強い。そこで、収受する対価について、駐車料金や有料道路使用料金は、利用料に含めておらず、ヘルパー等の仕事をしながら別のものでもらうこともあり得るということだが、活動に500円で、15分経過毎に100円なのに、平均が690円というのは、もっと収受して良いのではないか。それとも計算方法が違うのか。

(事務局)

報告いただいている運行記録等を確認すると、距離と運行時間はどれほど長くないので、1回あたりの乗車に係る金額も1000円未満になっていると思う。

(徳永会長)

主な目的地は病院等との話があったが、そこで帰りまで待機することになると思うが、その待機時間に対して料金は取っていないということか。

(ドリーム・ゲート)

そうである。

(徳永会長)

ボランティア運転手の方からすれば、自宅から事業所が遠い方もいたり、利用者の家まで迎えに行き、目的地で待機して、また事業所に戻ったりということで負担がかかっていると思うが、そこは利用者のためということで頑張ってもらいたい。

(ドリーム・ゲート)

短い距離の運送が割合的に多くなっていることについては、病院に行った際に買い物をして帰るだとか、1日の中で短い距離を複数回異動することも頻度的に多い。

(及川委員)

ヘルパー業務や買い物に付き添っている時は、別の料金で行っているということか。

(ドリーム・ゲート)

その制度は分けている。普段ヘルパーで入っている人が運転も担当するということでの、言語障害や利用者の特性の部分にメリットがあるため、そのまま外出先でヘルパーとして入るという方が、利用者の安心にもつながり、ヘルパーとしての料金も入るということで、お互いにとって良い。

(徳永会長)

続いて、(4)「運送を必要とする旅客の範囲」について説明願う。

(事務局)

(資料2-1、2-2に基づき説明)

(徳永会長)

利用者13名がかなり広域に散らばっているが、移送サービス以外のサービスを受けている方がたくさんいる中で、移送サービスを受けている方がこれだけ、という理解で良いか。

(ドリーム・ゲート)

そのとおりである。

(徳永会長)

続いて、(5)「その他必要と認められる措置」について説明願う。

(事務局)

(資料2-1、2-2に基づき説明)

(徳永会長)

現状、苦情はないということで、そういう想定はされていないのかと思うが、苦情処理担当者の方が、実際にドライバーもされており、もしその方に対する苦情があった場合には、代わりに別の方が対応する体制ができているのか。

(ドリーム・ゲート)

苦情処理担当者がドライバーも行っており、その想定はしていなかったのが現状だが、持ち帰って担当者を2名体制にするなど、検討させていただく。

(徳永会長)

運転手の方について、なかなか後任が見つけれず、高齢になってもやめられないという話もあるが、ドリーム・ゲートさんは、その辺りはどうか。

(ドリーム・ゲート)

現状はそのような状態にはなっていない。基本的にドライバーの方はヘルパーの仕事もしており、ドライバーのみの方はいないため、ヘルパーとして働いている限りは、事故を起こした等の特別な理由がない限り、ドライバーをやめることはないと思う。また、車が今は1台であって、ドライバーと車の両方が空いていなければ予約できないため、現状のドライバーの数で不足することはなく、もし必要であれば他にも運転できる人はいる。

(徳永会長)

他に意見等はあるか。

(意見無し)

(徳永会長)

それでは、これから承認の審議に入る。特定非営利活動法人ドリーム・ゲートの佐藤様及び田中様は退出願う。

(徳永会長)

特定非営利活動法人ドリーム・ゲートの変更登録申請についてご異議はないか。

(異議なしの声)

(徳永会長)

全員賛成であり、特定非営利活動法人ドリーム・ゲートの更新登録申請については、宮城県福祉有償運送運営協議会条項第5条第3項の規定により協議会として承認する。

本日予定していた議事については以上となる。

5 閉会

(事務局)

委員の皆様においては、長時間にわたりご審議いただき、感謝申し上げます。以上をもって令和6年度宮城県福祉有償運送運営協議会の一切を終了する。